

## 商品概要説明書

1. 商品名	大口定期預金
2. ご利用いただける方	個人及び法人の方
3. 期間	・定型方式・・・1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ※お預入時に自動継続(元金継続・元利金継続)をご利用いただけます。 ・満期日指定方式・・・1年超5年未満の定型方式以外の期間
4. お預入 ①お預入方法 ②お預入金額 ③お預入単位	元金全額を一括預入れさせていただきます。 1,000万円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 ・2年未満・・・満期日以後に一括してお支払します。 ・2年以上・・・中間利払日以後及び満期日以後に分割してお支払します。 中間利払日にお支払する利息は、預入日又は前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率(約定利率×70%小数点第4位以下切捨)により計算します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算します。
7. 課税方法	・個人の方・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315% (国税15.315% 地方税5%) ・法人の方・・・総合課税
8. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額 他の定期預金担保分を合算した金額の90%(最高500万円まで) 貸越利率 担保定期預金利率+0.5%
11. 中途解約時の取扱	・中途解約利率により利息計算します。 ・中間利払利息が支払われている場合は、中途解約利息との差額を清算します。 (中間利払利息が中途解約利息を上回る場合、差額を定期預金元金より差引かせて頂きます)
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日(9～17時)に、営業店又は総務部にお申し出下さい。 ・下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日(9～17時)に当金庫総務部又は全国しんきん相談所にお申し出下さい。 東京弁護士会 03-3581-0031 第一東京弁護士会 03-3595-8588 第二東京弁護士会 03-3581-2249 全国しんきん相談所 03-3517-5825 当金庫総務部 0276-72-2565
13. その他重要事項	・この預金は、預金保険制度の対象となります。 ・満期日以後のお利息は解約日又は継続日における普通預金利率により計算します。

※中途解約利率

- 1ヵ月未満で解約する場合、次のA,B,Cの計算式のうち最も低い利率。  
(小数点第4位以下切捨、Cの計算結果が0%を下回るときは0%とします。)

A、解約日における普通預金の利率

B、約定利率—約定利率×30%

C、約定利率— 
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

- 1ヵ月以上で解約する場合、次のA,Bの計算式のうちいずれか低い利率。  
(小数点第4位以下切捨、Bの計算結果が0%を下回るときは0%とします。)

A、約定利率—約定利率×30%

B、約定利率— 
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

\* 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、適用される当金庫所定の利率